

## フランスの初等教育段階における放課後活動支援 －教育随伴支援施策の導入－

After-School Activity Support System for Primary School Children in France  
- Introduction of Educational Accompaniment -

小林 純子\*

KOBAYASHI Sumiko

### Abstract

This paper analyzes the current policy and measures relating to after-school activities for primary school children in France. The French after-school activity support system consists of both local authority initiatives and national government ones. Focusing on a case of Paris, this study explains the context of national government involvement in after-school activities, which the local authority had largely been covering up to now.

It is argued that the French Ministry of Education tries to make up the “performance gap” between the students in the upper ranks and those in the lower ranks by supporting children’s learning in priority education schools, through a national framework of after-school activities. There is an awareness that the social environment of the children, the way in which they spend the time after class, and their performance are related.

While the national government service is free and centred on the learning activities proposed by the teachers, the local authority service is characterised by its greater variety of activities, such as music, dancing, reading, and sports with some associations, and is paid for in proportion to the families’ income. Today, both of these services coexist side-by-side.

Whether the national one or the local one, French after-school activity support systems mainly target children from underprivileged families. They reflect the pursuit of social equality that runs through all of French politics.

### 1 はじめに

子どもが放課後に様々な学習や体験活動を行うこと、子どもにとって安心かつ安全な居場所の確保をねらいとする放課後活動支援は、日本の「放課後子ども教室事業」のみならず、近年、ヨーロッパやアジアの国々でも、国の教育政策の一環として組織的に取り組まれ制度化されつつある。

日本の「放課後子ども教室事業」は、厚生労働省が推進する「放課後児童健全育成事業」とともに、両者を一体的に実施しようとする「放課後子どもプラン」のひとつとして、平成19年度より開始された文部科学省の補助事業である<sup>1)</sup>。この事業は、平成16年度から平成18年度までの「緊急3カ年計画」として実施してきた「地域子ども教室推進事業」を引き継ぎ、地域住民、保護者、ボランティアなどの協力を得て、小学校の余裕教室などを利用し、子どもたちにさまざまなスポー

\* 南山大学外国語学部フランス学科講師

ツ、学習、文化芸術活動を提供するもので、原則すべての小学校区での実施が目指されている。また、そのためのプログラム開発や人材養成の研究も行われている<sup>2)</sup>。実施主体は市町村であるが、事業のための補助金は、3分の1を国が負担することになっている<sup>3)</sup>。

「放課後子ども教室」が導入された背景には、「現代の子どもを取り巻く環境がさまざまな面で変化し、子どもにとって安心・安全な居場所づくりが不可欠になっている」ことや、「子ども自身の多様な体験不足が深刻な状況にあり、その結果さまざまな問題が浮かび上がっている」ことが挙げられる<sup>4)</sup>。しかし同じ「放課後子どもプラン」の枠組みのなかでも、文部科学省の「放課後子ども教室」は、実施レベルでその普及の度合いは厚生労働省による「放課後児童健全育成事業」にはるかに及ばない<sup>5)</sup>。また日本的小学生の通塾率は大都市部で4割近く、かれらが放課後を学校の教室や運動場で過ごすことは少ないというのが実情である<sup>6)</sup>。このように、「放課後子ども教室」の普及と充実は、「地域の教育力の向上」を政策に掲げる文部科学行政にとって、達成すべき重要な課題のひとつとして浮かび上がっているといえる。

こうした「放課後子ども教室」の課題や導入の背景が日本に特有のものであるとすれば、諸外国ではいかなる文脈において放課後活動支援が行われているのか。本論文では、学校教育行政が子どもの放課後の過ごし方に関心を抱きはじめた国のひとつとしてフランスを取り上げ、フランス国民教育省によって2008年に導入され施策として推進されている放課後活動支援と、その導入の社会的背景について論じる<sup>7)</sup>。

## 2 フランスにおける放課後の概念

子どもたちが学校で授業を受ける以外の時間に、とりわけ公的な援助を受け、公的な機関によって学校で組織される活動は、フランスでは「学校周辺活動 (activités périscolaires)」や「学校外活動 (activités extrascolaires)」に含まれる。学校周辺活動とは、「学校教育時間外（学校が始まる前の早朝や昼の休憩時間、放課後の夕方以降など）に学校教育との関連を重視しながら学校施設の内外で行われる教育的な諸活動」である<sup>8)</sup>。学校外活動と呼ばれる活動の中には、各自治体の運営する芸術学校 (conservatoires)<sup>9)</sup>、スポーツ施設、余暇センター (centres de loisirs)<sup>10)</sup> での諸活動、親が個人的に家庭教師を雇ったり語学学校に子どもを通わせたりする学習活動、楽器やスポーツなどの習いごとなども含まれるが、本稿は、あくまでも小学校で行われている活動に対象を限定し、日本の「放課後活動」にもっとも近い学校周辺活動の一部について論じる。余暇センターは、パリのような限られた都市空間で場所の確保が難しい自治体や、財政状況によって大きなスペースを確保できない自治体では、小学校を活動の場としていることがあるが、学校のない水曜日や長期休暇期間中に開かれるため、学校における放課後活動には含めないこととする。

2012年現在、フランスの公立小学校は週4日制をとっており、水曜日、土曜日、日曜日には学校がない。これらの休日を含め、授業の合間の休み時間（給食を含む）や、授業後のいわゆる放課後は、「学校の時間 (temps scolaire)」に属さない私的な時間となる。従来こうした時間は、教育を行う機関としての学校や国民教育省の管轄外となり、地方自治体や市民アソシエーション、これらに財政援助を行う青少年・スポーツ関連政策の管轄省庁が提供する活動によって組織してきた<sup>11)</sup>。しかし授業後の学校での活動、すなわち放課後活動については、近年こうした活動に加えて国民教育省が支援し組織する活動が推進されるようになり、自治体や市民アソシエーションによるこれまでの活動とのいわば共存状態が生じている（活動の棲み分けについて表1参照）。そこで以下ではパ

リ市を事例として、従来の市政による活動を概観したうえで、国民教育省が2008年に取り組み始めた放課後活動を検証し、市内でもっとも充実した放課後活動を実施している18区の小学校（以下、R小学校）の実践例を取りあげ、両者がいかに取り組まれているのかを明らかにする<sup>12)</sup>。

表1 学校における諸活動に関する地方自治体と国民教育省の管轄区分

	地方自治体（例：パリ市）	国民教育省
学校時間（temps scolaire）	<ul style="list-style-type: none"> <li>-BCD (Bibliothèques centres de documentation)…「図書室」を全小学校に設置</li> <li>-EPL (Espaces premiers livres)…「はじめての本の空間」を保育学校に設置</li> <li>*双方ともに特別な育成プログラムを受講したパリ市のアニマトゥールが責任者となる</li> <li>-フランス語資料センター</li> <li>-ロベル・リネン・フィルムライブラリー</li> <li>*さまざまな活動を子どもに提供</li> <li>-「発見教室」(classes de découvertes) や修学旅行、優先教育対象地区でのプロジェクトに財政援助</li> </ul>	授業
学校周辺時間（temps péri-scolaire）	<ul style="list-style-type: none"> <li>-給食</li> <li>-監督付学習(étude surveillée)</li> <li>*小学校で実施 16H30-18H (25-27名)</li> <li>-無料読書アトリエ</li> <li>*小学校で実施 16H30-18H</li> <li>-アトリエ・ブルー(ateliers bleus culturels et sportifs)</li> <li>*小学校で実施 16H30-18H</li> <li>-おやつの時間(goûter récréatif)</li> <li>*保育学校で実施 16H30-18H30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 個別支援 (aide personnalisée)</li> <li>- レベルアップ研修 (stage remise à niveau)</li> <li>- 教育随伴支援 (accompagnement éducatif)</li> </ul>
学校外時間（temps extrascolaire） =水曜、土曜、休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>-「余暇センター」 [保育] 3-6歳/ 8H20-18H30 [初等] 6-14歳/ 8H20-18H</li> <li>-「土曜アトリエ」 [初等] 6-14歳/ 8H45-11H45</li> <li>-「アニマシオンセンター」</li> <li>-「社会センター」</li> <li>-「学校運動センター」 8H-12H 13H-17H30</li> <li>-「市立スポーツ学校」</li> <li>-「芸術学校」</li> <li>-「おもちゃライブラリー」</li> <li>-「虹の休暇」5-12日の自然学校</li> </ul>	

\* Mairie de Paris, *Charte éducative des activités péri-scolaires*; Marie de Paris, «Après l'école» をもとに作成。

### 3 従来の市政による学校周辺活動

フランスにおける児童生徒の放課後活動支援は、国民教育行政よりもむしろ自治体や市民アソシエーション、その後ろ盾となる青少年・スポーツ関連の政策管轄省庁が積極的に取り組んできた。

パリ市を例にとると、学習支援に焦点化されている国民教育省の活動に対し、市の提供する活動は選択肢が多くジャンルも幅広い。前者は無料だが、後者は有料である。ただし、家庭の収入の格差や扶養者数に応じた料金が設定されており、家庭ごとに負担を軽減する工夫がなされている（表2参照）<sup>13)</sup>。たとえば、監督付学習を1週間に1回利用するために家族係数1の家庭が支払う参加費は2ユーロ10サンチームであるのに対し、家族係数8の家庭が支払う参加費は24ユーロ18サンチームである。

パリ市の「学校周辺活動教育憲章」には、その理念と目的が示されている<sup>14)</sup>。第1に、子どもひとりひとりが活動を通じて豊かな人格と自律性を発達させること、第2に、活動を通じて集団生活を学び、出自の異なるものとの共生や社会的な混成の促進によって社会的不平等との闘いや機会均等に貢献することである。このことは、各家庭の所得の格差や扶養者数に応じた料金設定の根拠となっている。

パリ市が提供する学校周辺活動は、子どもの学業成功を支援する目的で行われている「学習随伴支援（accompagnement scolaire）」<sup>15)</sup>と、学校が終わってから帰宅するまでのあいだに子どもを預かる目的で提供されているさまざまな活動とに大きく分けられる。

表2 2010-2011 第一期教育的活動および学校周辺活動の料金表

料 金	家 族 係 数	料 金	家 族 係 数
1	≤ 234€	5	≤ 1 370€
2	≤ 384€	6	≤ 1 900€
3	≤ 548€	7	≤ 2 500€
4	≤ 959€	8	> 2 500€

料金	発見教室	余暇センター1日ないし半日			監督付 学習	アトリエ・ ブルー	間食	虹の休暇
		1日	食事付	食事無				
1	1.15€	0.45€	0.32€	2.08€	2.10€	2.10€	0.15€	2.05€
2	3.47€	1.89€	1.05€	4.20€	4.20€	8.40€	0.30€	5.20€
3	8.11€	3.69€	2.10€	8.40€	9.45€	16.85€	0.65€	10.40€
4	9.48€	5.45€	3.21€	10.76€	13.97€	25.80€	0.95€	13.87€
5	13.06€	7.83€	4.28€	15.05€	18.31€	34.43€	1.25€	18.21€
6	14.55€	9.94€	5.42€	18.49€	20.65€	43.47€	1.35€	23.79€
7	15.82€	11.32€	6.52€	19.57€	22.81€	47.84€	1.50€	33.58€
8	17.26€	12.72€	7.72€	20.90€	24.18€	50.60€	1.55€	46.28€

出典／パリ市学校教育課提供資料

### 3-1 学習随伴支援

学習随伴支援とは、1992 年の「学習随伴支援憲章」によれば、「学校の周辺で、子どもが学業成功のために必要としているながら、家庭や社会的な環境によって常に入手できるとは限らないような支援を提供することを目的とした活動の総体」である<sup>16)</sup>。

フランスの社会学者ドミニク・グラスマン (Dominique Glasman) によれば、学習随伴支援がフランスで公的な問題として大規模に立ちあらわれてきたのは、1980 年代であった。このとき、学校での勉強についていくことができず、学業に困難を示す貧困層や移民出身の子どもの就学の問題に、市民アソシエーションや諸団体が関心を寄せるようになった。同時に、当時進められていた地方分権が、地方自治体によるこうした問題への取り組みを促進した<sup>17)</sup>。学習随伴支援という用語は学習支援 (soutien scolaire) と同義で使われるが多く、特に親には学習随伴支援を学習支援の意味で使用する傾向があるという。グラスマンによれば、「付き添い」を意味する accompagnement ということばには、人と人との関係を表す効果があり、無味乾燥な「援助」とは違って、「ひと」に向けた支援を喚起することから、こんにちもっとも一般的な用語として定着している<sup>18)</sup>。

学習随伴支援には地方ごとに異なる様相があるが、パリ市では優先教育 (éducation prioritaire) が行われている小学校でのみ実施されている<sup>19)</sup>。個人的な充足感を高める目的をもった他の学校周辺活動とは区別され、あくまでも学習への意味付けを目的とすることが強調されている。ただし、行動や学習に重大な問題が見られるような子どもに対する支援ではなく、「学業に若干の脆弱性が見られる子ども (élèves scolairement fragiles)」向けに、科学的な知識とかれらの環境をつなぐような方法や手段を提供し、その関心を広げて自律性や協調性を促進し、学校で学ぶことの意義を高めるための活動である<sup>20)</sup>。

パリ市は、学習随伴支援として主につぎの 2 つの活動に取り組んでいる。第 1 は、「読書・表現・算数アトリエ (Ateliers Lecture Expression Mathématiques、以下 ALEM)」であり、小学校 5 年生を対象とした自主学習を促すための教室である。第 2 は、「後押しクラブ (clubs coup de pouce)」と呼ばれる小学校 1 年生を対象とした読書のための学習である。パリには、243 の後押しクラブと、62 の ALEM がある (表 5 参照)。

この活動を主に管轄し、そこに財政援助を行っているのは、パリ市の学校教育課 (Direction des affaires scolaires = DASCO) である。しかし国民教育省や「学校機会均等アソシエーション (Association pour favoriser l'égalité des chances à l'école、以下 APFEE )」も指導者の育成や評価において共同で活動を支援している。

### 3-2 その他の活動

パリ市が実施する放課後活動には、保育学校で実施される「おやつの時間 goûter récréatif」や、小学校で実施される「監督付き学習 (étude surveillée)」がある (表 1 参照)。おやつの時間は、子どもが物語を聞く、アルバムに目を通す、遊戯的に読書を行うなどのさまざまな活動のための時間である<sup>21)</sup>。おやつは市から供給される。監督付き学習とは、放課後の休憩のあと、25 名から 27 名で構成されたグループごとに、アニマトゥールや教員が監督につく自習の時間である。「アトリエ・ブルー (ateliers bleus culturels et sportifs)」には、文化活動とスポーツがあり、前者は市の学校教育課が、後者は市の青少年スポーツ課が担当することになっている<sup>22)</sup>。学校のある日の放課後毎日 16 時半から 18 時に、ひとクラスあたり 12 名から 20 名を受け入れ、年間 30 回実施している (表 4 参照)。パリ市が選定したアソシエーションやスポーツ・クラブが、音楽、外国語、造形芸術、文化遺産、

バスケット、柔道、テニス、ローラースケート、チェスなどの活動を提供する。ALEM や後押しクラブに比べると受け入れ人数も多く、学習随伴支援のようにとくに対象者を限定していないため、すべての児童に開かれているという特徴をもっている。

## 4 国民教育省による学校周辺活動

国民教育省が実施している学校周辺活動には、個別支援 (*aide personnalisée*)、レベルアップ研修 (*stage remise à niveau*)、教育随伴支援 (*accompagnement éducatif*) などがある<sup>23)</sup>。個別支援は放課後、午前中の授業前、昼休みなどに行われ、保育学校を含む初等学校全体の児童をその対象としているのに対し、レベルアップ研修は小学校 4 年生 (CM1) と小学校 5 年生 (CM2) を対象にした休暇中の学習支援である<sup>24)</sup>。個別支援やレベルアップ研修は、フランス語と算数の補習に近い。教育随伴支援は優先教育対象校である小学校の生徒のうち、希望者を対象とした放課後活動である。ここでは、教育随伴支援に焦点をあてて論じることとする。

### 4-1 放課後活動としての「教育随伴支援」とはなにか

「教育随伴支援」とは、教育省の定義では「授業後に生徒を受け入れ、宿題や課業の援助、外国語の実践と強化、文化的・芸術的活動、スポーツの実践を提供すること」<sup>25)</sup> である。この支援には、「学習の援助」、「スポーツの実践」、「芸術文化活動」の 3 分野がある。

「学習の援助」では、学校の授業内容をより深く理解したり、宿題として課された課題を行ったりするための充実した環境や方法が提供されることになっている<sup>26)</sup>。活動を担うのは主に教員であり、子どもの必要に応じて適切な活動を行うことが期待されている。活動を通して子どもの学習への意欲を促進し、かれらの学業面での成功につなげるという目的をもつ。そのため、授業の補習としての意味合いが強い。ただし担い手として生徒指導補助員 (*assistant d'éducation*) や外部の協力者を想定することもできる。また活動内容として、宿題の援助や授業の復習のほか、学習意欲を育てるための諸活動、たとえば、読書や外国語の実践などを行うこともできる。

「スポーツの実践」は、「義務教育としての体育の延長線上にある」活動とされ、単なる休み時間の活動や遊びではなく、あくまでも「教育的なスポーツの実践」であることが強調されている。たとえば、パリ大学区<sup>27)</sup> の『教育随伴支援ガイド』では、健康をテーマにした話し合い、コンセルヴァトワールやダンスクラブとの連携によるダンスや曲芸の実践や、共通基礎の技能のひとつである「水泳」の学習支援などが提案されている<sup>28)</sup>。県地域圏青少年スポーツ局 (DRJS)、県オリンピックスポーツ委員会 (CDOS)、初等教育スポーツ連盟 (USEP) などとの連携も推奨されている。担い手として、体育の教員、生徒指導補助員、外部協力者が想定されているほか、地元のスポーツ・アソシエーションの指導者や、スポーツを司る省庁が公認したスポーツ連盟に加盟しているクラブとの連携も可能とされている。パリ大学区は担い手の質について言及し、スポーツ身体科学技術系の学士号などの資格保持者が望ましいとしている。動員される担い手に対する財政援助を得るために、そのひとの参加するプロジェクトを、国立スポーツ振興センター (CNDS) に提出しておく必要がある。

「芸術文化活動」とは、「授業での文化的、芸術的、科学的活動」の一環をなし、それらの教育とつながりがあるものと定義されている。芸術家とその作品との出会いや交流を通じてのみならず、音楽、演劇、絵画、舞踊、映画、建築、写真、庭園芸術など実践を通じて各個人の豊かな成長を助

けることがこの活動の目的とされる。美術館や劇場に恵まれたパリ市には、学校と連携できる文化機関やアソシエーションが多く、パリ大学区の『教育随伴支援ガイド』では、芸術家の訪問や美術館の訪問なども活動内容として提案されている。

#### 4-2 「教育随伴支援」導入の経緯と位置づけ

「教育随伴支援」は、もともと中学校で実施されはじめた。2007年に優先教育対象校の中学校で、その後2008年にはすべての中学校と、主に優先教育対象校の小学校で実施されるようになった<sup>29)</sup>。この活動は、2007年に大統領に就任したニコラ・サルコジが政策課題のひとつとして掲げる小学校改革のなかに位置づく。教育政策の理念として「機会均等の保証」が明示されているが、それは「積極的差別」を通じて達成されるというのがサルコジ流の「機会」の「平等」である。たとえば、サルコジは中高一貫の「卓越寄宿学校（Les internats d'excellence）」の創設により、恵まれない家庭環境にありながらもやる気のある生徒を集め、かれらを高等教育にまで引き上げる試みに取り組むいっぽう、「問題児」を受け入れる学校の設立を検討している<sup>30)</sup>。これらの措置は、一部の庶民層に対する教育の機会を拡張するかもしれないが、同時に、ある基準での「出来る子ども」と「出来ない子ども」の分離を必然的に含むものである。小学校改革では、時間編成が変更となった。すなわち、2008年から土曜日の午前中の授業2時間分が削減され（したがって小学校は週5日から週4日になった）、これまで週26時間だった授業時間は週24時間となった<sup>31)</sup>。そのうえで、「学習に困難を示す子ども」は、週24時間の授業に加え週2時間の少人数グループによる学習支援を受けることになった。こうした学習支援の一環として、放課後を使った教育随伴支援が始まったのである。

2009-2010年<sup>32)</sup>は小中学校に対し、およそ15 000 000ユーロが計上された<sup>33)</sup>。援助額は教育随伴支援が開始された2007年以降増加しているが、恒久的に保証されたものではなく、教育予算の一部として毎年国会で決議される。

教育随伴支援導入の背景には、教育省による学校外の子どもの時間の過ごし方への関心と、大統領によるこの活動の優先的課題としての設定がある。つまりは一方で、国際学力調査であるOECDの学習到達度調査（PISA）の結果を受けて学力向上の課題が浮上したが、そのさいフランスでは、フランスの国際的な順位よりも、「平均点の低下」および「成績最上位層と最下位層の開き」が問題視された。他方、親の就労時間の長さ、片親の家庭、特に母子家庭に対する配慮から、社会的な教育支援が必要とされていた。教育省は子どもの学校での成績と子どもの親の社会的地位の相関を強く意識しており、教育随伴支援は、学習支援が必要な層に配慮した子どもの学力のボトムアップをはかる活動となった<sup>34)</sup>。

こうして2007年に「教育随伴支援」という名称が登場した。しかし活動の内容自体は、パリ市が以前から提供してきたような活動（学習随伴支援、監督付学習、アトリエ・ブルー）をほぼ踏襲しており、それゆえ、パリ大学区の『教育随伴支援ガイド』では、たとえばスポーツの実践において、従来の活動と重ならないように差異化をはかること、従来の活動の担い手と教育随伴支援の担い手がその連續性を考慮していくことなどが推奨されている<sup>35)</sup>。教育随伴支援と従来の活動との違いを挙げるとすれば、前者が学校の教員や認定アソシエーションに所属する指導者を担い手として、支援の対象となる児童、生徒を限定し、全体的な学力向上に結びつくような活動を提供しようとしているのに対し、後者は市で雇用した職員を主な担い手として、放課後に子どもを「預かる」役割を果たしているということになる。「教育随伴支援」の指導者は、校長、地区視学官とともに、活動に参加する子どものグループ分けを行うことになっている。

### 4-3 「教育随伴支援」の現状

教育随伴支援の実施状況をみると、活動が導入された 2008-2009 年よりもその翌年の 2009-2010 年に、活動を行っている公立小学校、利用者数ともに増加している（表 3 参照）<sup>36)</sup>。

表 3 「教育随伴支援」実施対象校および利用者数の変化

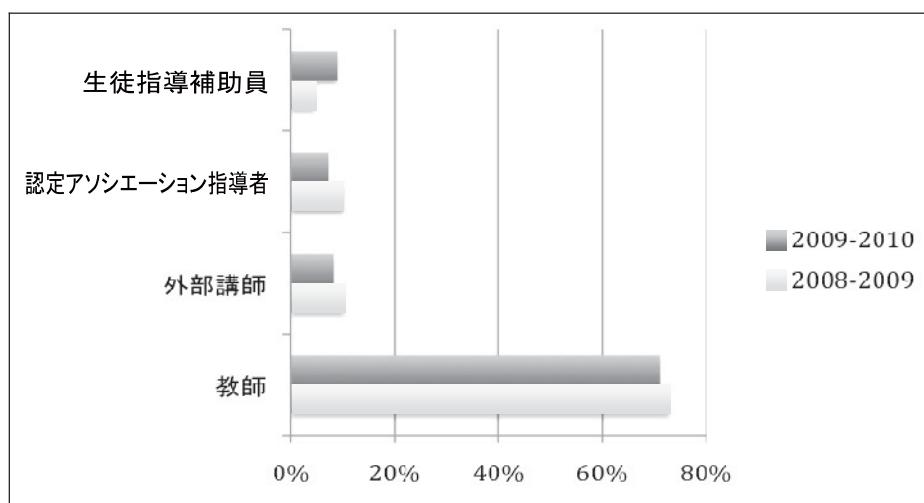
	2008-2009	2009-2010
実施校（優先教育対象校+それ以外）	2 815 (2 637 + 178)	3 434 (2 846 + 588)
利用者数（優先教育対象校のみ）	147 014	172 169

\*EduSCOL <http://eduscol.education.fr/pid23274-cid48079/donnees-chiffrees.html#bilan2009> [2011 年 8 月 25 日アクセス] をもとに作成。

とくに優先教育対象校以外の公立小学校で教育随伴支援を行う学校が増えていることが分かる。優先教育対象校には、「学業成功ネットワーク」（以下、RRS）に含まれる学校と、より重点的な予算と人員の配分がおこなわれる「成功希望ネットワーク」（以下、RAR）に含まれる学校があるが<sup>37)</sup>、国民教育省学校教育課（Direction Générale de l'Enseignement Scolaire = DGESCO）の調査によれば、2008-2009 年に教育随伴支援を実施した小学校は、RAR の公立小学校の 81%、RRS の公立小学校の 64% であった<sup>38)</sup>。また、活動を利用した児童は、2008-2009 年に RAR の公立小学校の生徒の 26.9%、RRS の公立小学校の生徒の 24%、2009-2010 年にそれぞれ 33% と 32.5% であった<sup>39)</sup>。フランスには、2009-2010 年度に RAR の公立小学校が 1725 校、RRS の公立小学校が 4928 校あり、それぞれ小学校全体の 4.9% と 12.4% を占める<sup>40)</sup>。このことから、利用者数は増加しているものの、全体的にみて教育随伴支援の対象となる児童はかなり限定されていることが分かる。

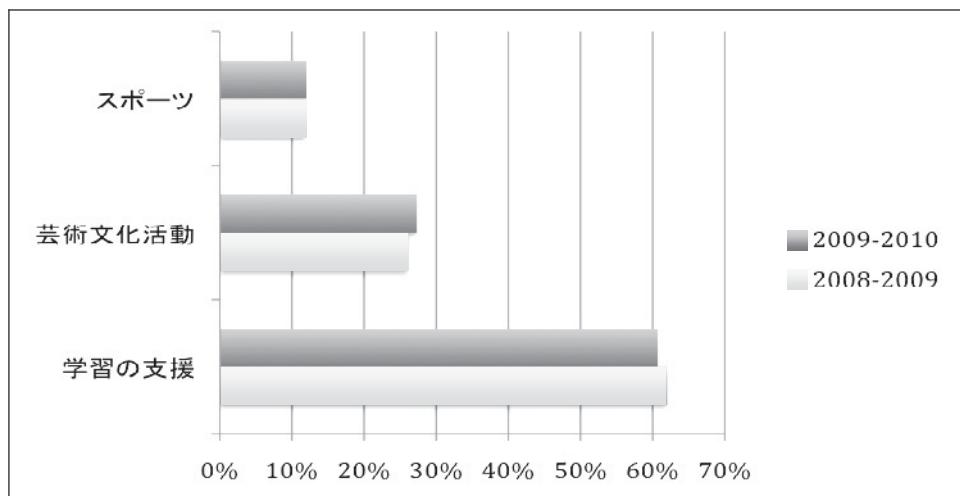
活動の指導者としては、小学校の教員が圧倒的に多い（図 1）。また、教育随伴支援の 3 つの活動領域のうち、もっとも多く実施されているのは「学習の援助」であった（図 2）。このように、国民教育省が推進する放課後活動支援としての教育随伴支援は、社会的に恵まれない環境にあって学業に困難を示す子どもの学校における学習支援としての意味合いが強い。

図 1 教育随伴活動の指導者



\*EduSCOL <http://eduscol.education.fr/pid23274-cid48079/donnees-chiffrees.html#bilan2009> [2011 年 8 月 25 日アクセス] をもとに作成。公立小学校のみ。

図2 教育随伴支援の内訳



\*EduSCOL <http://eduscol.education.fr/pid23274-cid48079/donnees-chiffrees.html#bilan2009> [2011年8月25日アクセス]をもとに作成。公立小学校のみ。

## 5 パリ 18 区 R 小学校の放課後活動の事例

以上のように、フランスの放課後活動にあたる「学校周辺活動」には、観念上、国民教育省の提供する教育随伴支援などの最近始まった活動と、自治体や市民アソシエーションの提供する従来型の活動がある。しかし現場では、放課後活動といえばおのずと後者を指し、前者は学校周辺活動というよりも、学校の教育活動の一部とみなされている。それは、教育随伴支援が「国のコントロール下にあり、国民教育省によって組織され、学校で教員によって指導され、プログラムは国民教育省視学官よって評価されているから」である<sup>41)</sup>。

### 5-1 R 小学校の地域背景

パリ 18 区は、全体的に富裕層の多いパリ市内において、比較的貧困層の多い地区である。たとえば、1999 年の国勢調査で労働力人口に占める「労働者および従業員」の占める割合が 4 割を越えていて、かつ中古分譲アパートマンの価格（2003 年）が 1 平米あたり 3500 ユーロを下回る区は、パリ全 20 区のうち、10 区、18 区、19 区、20 区の 4 区しかない<sup>42)</sup>。R 小学校の校長によれば、全校生徒数は 2009-2010 年度 276 名で、1 クラスあたりの平均生徒数は 21-24 名である。優先教育対象校であるため、国民教育省による教育随伴支援が行われている。

### 5-2 放課後活動支援の状況

R 小学校では、教育随伴支援は、あらかじめ実行するプログラムをもって立候補した教員によって担われている。プログラムの内容は国民教育省の地区教育視学官から指導を受ける。教育随伴支援に従事する教員には、1 時間あたり 15 ユーロから 20 ユーロの手当がつく。国民教育省が実施するその他の支援活動として、週 2 時間の個別支援と、長期休暇中のレベルアップ研修が行われている。子どもが個別支援を受けられるかどうかは、学習に困難を示しているかどうかを吟味して教員が決める。レベルアップ研修は小学校の 4 年生と 5 年生を対象とし、6 名の対象児童が教員によっ

て選ばれる。午前中3時間の補習を5日間受けることになる。

これに対し、市が財政援助を行い、認定アソシエーションが運営を担う活動として、監督付き学習、アトリエ・ブルー、後押しクラブ、読書・表現・算数アトリエがある。たとえば、R小学校では、9つのアソシエーションがアトリエ・ブルーを運営している。パリ市はあらかじめアソシエーションに対し、スポーツや文化に関わる学校周辺活動の募集をかけ、その中から活動を選択する。各活動の定員は12名であり、子どもは参加する活動を1つだけしか選ぶことができないようになっている（表4参照）。

表4 R小学校のアトリエ・ブルー

	アトリエ	時間	対象クラス
月曜日	卓球	12時-13時	CP, CE1, CE2, CM1, CM2, CLIS
	ヒップホップダンス		
火曜日	卓球	16時30分-18時	CE2, CM1, CM2
	ボクシング		CP, CE1, CE2, CM1, CM2, CLIS
	世界旅行		CP, CE1, CLIS
木曜日	ブラジリアン・パーカッション	16時30分-18時	CE2, CM1, CM2, CLIS
	都市と緑		CP, CE1, CLIS
	マルチスポーツ		CP, CE1, CLIS
金曜日	マルチスポーツ		CE2, CM1, CM2, CLIS

出典／R小学校提供資料 (CP=小学校1年生, CE1=小学校2年生, CE2=小学校3年生, CM1=小学校4年生, CM2=小学校5年生, CLIS=学校インクルージョンクラス)

学習随伴支援の ALEM と後押しクラブは、双方ともに16時半から18時のあいだに行われている（表5参照）。初めの15分から25分に児童が間食する時間をもうけ、15分から25分で宿題を支援し、残りの時間をアニメーション活動に当てる<sup>43)</sup>。毎日放課後に開催されるが、児童のなかにはフランス語が得意で算数が苦手という場合と、その逆のパターンがあるため、片方だけのアトリエに週2回出席することも可能になっている。1グループの定員は、後押しクラブが5名に対し、ALEMは8名である。学習随伴支援のプログラムは、国民教育省によるコントロールを受ける。

表5 学習随伴支援

	後押しクラブ	ALEM
[展開] おやつの時間 ↓ 宿題支援 ↓ アニメーション (余暇活動、作文や読書の遊戯的活動)	15-25分  15分  30-40分	15-25分  25分  30-40分
対象	小学校1年生	小学校5年生
パリにおけるデータ	243クラブ	62アトリエ
アニメトゥールの養成	アソシエーション	パリ大学区
1グループあたり定員	5	8
実施時間数	1時間30分 x 4日	1時間30分 x 2日 (+1時間30分 x 2日) フランス語アトリエと算数アトリエを分けている

\*パリ18区R小学校提供資料および Mairie de Paris, *Charte éducative des activités périscolaires* を参照。

表 6 R 小学校学校周辺活動の一部

実施している活動	指導者	人数	時間	対象生徒
「教育随伴支援」 accompagnement éducatif	教員			
「個別支援」 aide personnalisée	担任／担任以外の教員	6名以下	週最大2時間	軽度の学習困難
「レベルアップ研修」 stage remise à niveau	初等教育教員ボランティア	6名以下	春休み、夏休み 5日x3時間	小学校4、5年生
「アトリエ・ブルー」 atelier bleu	パリ市アニマトゥール	—	週4回 16時30分から	小学校全生徒
「監督付学習」 étude surveillée		—		
「読書・表現・算数アトリエ」ALEM	教員／付添人／生徒指導補助員（教育省、市、アソシエーションの連携）	8名以下	週4回 16時30分-18時 フランス語2回 算数2回	小学校5年生／希望者
「後押しクラブ」 club coup de pouce		5名以下	週4回 16時30分-18時 読書	小学校1年生／読書が苦手な児童

\* R 小学校提供資料より作成

## 6 おわりに

フランスの放課後活動支援には2つの特徴がある。第1に、教育システムとの連続性が強く、国民教育行政の管轄下にある学習支援活動と、自治体および市民アソシエーションが組織する学校教育以外の比較的自由な余暇活動が共存していることである。このことは、フランスの放課後活動支援が、歴史的に自治体や市民アソシエーションによって先導されてきたという事実に由来する。しかし今日、これまで家庭の選択に自由に委ねられてきた私的な領域としての「放課後」に、国民教育行政が積極的に乗り出し活動を支援していることから、「学校時間」を「国民教育行政と学校」が、「学校周辺時間」を「地方自治体と市民アソシエーション」が担当するという明確な所轄の区分が希薄化し、そこに流動性が生じている。たとえば、指導者の養成や活動の評価において、国、地方、市民アソシエーションが協同して放課後活動支援に関わることがある。ただし、国民教育省が支援する活動とそれ以外の活動は、いまのところはそれぞれが独立して行われる傾向にあり、実態としては「棲み分け」である<sup>44)</sup>。学校教育に直接関連した活動と学校周辺活動の担い手としてどのようなアクターが想定されているかを把握することは、アクターの職務の範囲や役割の変化を把握することにつながるため、調査対象として今後も注目に値する。

第2に、フランスの放課後活動支援は、国民教育行政主導であれ市政主導であれ、その目的を社会的な不平等の是正においていることである。フランスでは、国による「持たざるものに対する重点的な支援」としての優先教育の歴史は、1981年にまでさかのぼる。当時の「優先教育地区（ZEP）」の呼称は、2006年からは「成功願望ネットワーク（RAR）」および「学業成功ネットワーク（RRS）」となり、2011年の新学期（9月）からはRARにかわる「野心、革新、成功のための小学校、中学校、高等学校（ECLAIR）」（以下、エクレール）の枠組みが創設され、RRSとあわせて優先教育政策の2本柱となっている<sup>45)</sup>。個別支援、レベルアップ研修、教育随伴支援の3つの支援も、このエ

クレール・プロジェクトの一貫として位置づけられている<sup>46)</sup>。放課後活動支援は、こうした補償教育的措置の領域と重なるところに存在するものなのである。フランスの教育行政サイドは各種調査研究を通じて、子どもの学業成績が、その社会的出自に応じて異なる学校外での時間の過ごし方に関係していると考えている。すなわち、社会的な不平等は、国民教育省が統制する「学校時間」そのものよりも、それ以外の私的な時間に生じるとみなすのである。また、パリ市の提供する活動への参加料金が家庭の収入と家族の数に応じて設定されているのは、市政が市民の社会的な格差に配慮しているからである。

近年、フランスでも家庭教師派遣サービスや学校休暇期間の補習を提供する教育産業が登場しているが、授業料からみて、こうしたサービスを利用できる家庭は限られるであろう<sup>47)</sup>。また、音楽や絵画などの文化活動には、前提となる知識や道具を揃えるための「資本」が必要であり、それを享受できるかどうかが家庭の社会的な環境に影響されやすい。学校における勉強以外の文化活動やスポーツが、国や地方自治体によって数多く提供されていることはもとより、子どもの学力の開きと、その家庭の社会的環境との関係を考慮し、社会的に恵まれない地域において重点的な支援を行っていることは、社会的不平等のは正の観点から、極めて重要な施策として評価できる。翻って、担い手の育成、目標設定や社会的な認知度に課題を残していると考えられる日本の放課後活動支援には、今後の発展が期待されるところである。

## 注

- 1) 文部科学省「放課後子ども教室推進事業ホームページ」[2011年12月29日アクセス]  
<http://www.houkago-plan.go.jp/houkago/index.html>
- 2) 金藤ふゆ子『「放課後子ども教室」におけるプログラム開発のために』、松田恵司『「放課後子ども教室」における指導者研修・養成のために』文部科学省「放課後子ども教室推進事業ホームページ」[2011年12月29日アクセス]  
<http://www.houkago-plan.go.jp/houkago/index.html> よりダウンロード
- 3) 『放課後子どもプラン全国地方自治体担当者会議資料』厚生労働省ウェブページ [2011年12月29日アクセス]  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate.html> よりダウンロード
- 4) 金藤ふゆ子、前掲。
- 5) 2008年6月の文部科学省および厚生労働省の報道発表資料によれば、2007年「放課後子ども教室」の実施率は26.1%であるのに対し、「放課後児童クラブ」の実施率は68.5%であった。厚生労働省ウェブページ[2012年3月8日アクセス]。<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/06/h0623-1.html>
- 6) 『第1回子ども生活実態基本調査報告書』Benesse 教育研究開発センター ウェブページ [2012年3月8日アクセス] よりダウンロード。[http://benesse.jp/berd/center/open/report/kodomoseikatu\\_data/2005/index.shtml](http://benesse.jp/berd/center/open/report/kodomoseikatu_data/2005/index.shtml)
- 7) 本稿は科学研究費補助金（代表金藤ふゆ子「初等教育段階の児童を対象とする放課後活動支援のあり方に関する国際比較研究」基盤研究B）によるフランス調査において2011年3月7日-3月9日に行った国民教育省、パリ市学校教育課、市内小学校1校、余暇センターの訪問とヒアリングに基づいている。
- 8) 岩橋恵子「学校周辺活動の展開とアミタウール」『フランスの複雑化する教育病理現象の分析と実効性ある対策プログラムに関する調査研究』(古沢常雄代表、平成16年度～18年度科学研究費補助金研究成果報告書) 67-78頁。なお、学校周辺時間 (temps périscolaire) は、学校時間 (temps scolaire) と学校外時間 (temps périscolaire) の間に存在する時間。こうした区分は、主として学校時間に関わる国民教育省と、それ以外の時間に関わる自治体および市民アソシエーションという管轄の区分を示すものであるが、今日では国の教育政策の影響で学校周辺時間に国民教育省が積極的に関わっているため、部分的に活動の重なりが生じている。
- 9) コンセルヴァトワールには国立の施設と地方自治体の運営する施設がある。コンセルヴァトワールとは、学校や美術館などの形態をとるさまざまな文化、環境保全の機関を指す。パリ市のコンセルヴァトワールは、主に音楽、舞踊、演劇の教育を担っており、小学生から登録できるコースもある。

- 10) 余暇センターとは、学校のない水曜日や長期休暇中に子どもを受け入れる施設で、さまざまな文化活動やスポーツを提供する。パリでは今でも余暇センターの名称を使用しているが、全国的には近年「教育的性格をもつ未成年者の集団的受入 (accueil collectif de mineurs à caractère éducatif)」の枠組みの中に再編されている（国立統計経済研究所ウェブページ [2012年3月13日アクセス] <http://www.insee.fr/fr/methodes/default.asp?page=definitions/accueils-collectifs-mineurs.htm>）。パリ市学校教育課の提供資料によれば、パリの余暇センターは、地域県青少年スポーツ局長 (Directeur Régional et Départemental de la Jeunesse et des Sports) の認可のもとにパリ市が運営する。
- 11) フランスでは青少年とスポーツに関わる政策において政府の役割 (管轄省庁およびその名称) は頻繁に変化してきた。2012年現在、スポーツに関わる政策はスポーツ省が行い、青少年に関わる政策を担当する事務局は国民教育省内にあるため、国民教育省の正式名称は「国民教育青少年社会生活省 ministère de l'Education nationale, de la Jeunesse et de la Vie associative」となっている。
- 12) パリ市は全部で20区から構成されている。
- 13) パリ市学校教育課での聞き取り調査によれば、家族係数は、その算出方法を単純化すると、家庭の所得を家族の人数で割った値である。このため、必ずしも収入の低い家庭だけが優遇されるとはかぎらない。
- 14) Mairie de Paris, *Charte éducative des activités périscolaires*.
- 15) accompagnement à la scolaritéと表記されることもある。
- 16) Glasman D. (2001), *L'accompagnement scolaire*, PUF, Paris, p. 1.
- 17) *Ibid.* pp. 22-41.
- 18) *Ibid.* pp. 43-56.
- 19) 「優先教育 (éducation prioritaire)」とは、「持たざるものに対する重点的支援」の原則によって、平等を実現することを目的とする政策で、フランスでは1981年に始まった。支援の対象となる地域や学校は、世帯主の社会・職業カテゴリー、外国人の割合、住居の過密度、公的施設へのアクセスの可能性、初等教育段階でフランス語を母語としない生徒の割合、中学校2年生(第5級)における奨学金受給者の割合などを考慮して決定される。優先教育ウェブページ [2012年3月8日アクセス] <http://www.educationprioritaire.education.fr/connaître/reperes-historiques.html> 上の2000年のデータでは全国の小学校のうち7239校が優先教育対象校であったが、2010年フランスの公立小学校48522校のうち優先教育対象校は6642校である (*L'état de l'École*, n°21 novembre 2011, ministère de l'Education nationale)。Circulaire n°81-536 du 28 décembre 1981, 優先教育ウェブページ [2011年8月25日アクセス]。  
[http://www.educationprioritaire.education.fr/echanger/questions-reponses.html#irfaq\\_4\\_4e23e](http://www.educationprioritaire.education.fr/echanger/questions-reponses.html#irfaq_4_4e23e)
- 20) パリ市学校教育課／パリ大学区優先教育ミッション資料「ALEM 2010-2011」。
- 21) 以下、パリ市の学校周辺活動についてパリ市の放課後パンフレット *Après l'école* 参照。
- 22) パリ市ウェブページ [2011年11月20日アクセス]。  
[http://www.paris.fr/pratique/activites-apres-l-ecole/tous-les-dispositifs/les-ateliers-bleus/rub\\_7464\\_stand\\_25223\\_port\\_17238](http://www.paris.fr/pratique/activites-apres-l-ecole/tous-les-dispositifs/les-ateliers-bleus/rub_7464_stand_25223_port_17238)
- 23) 教育随伴支援の名称は、学習随伴支援を担っていたアソシエーションや民衆教育グループが、自らの活動を学習支援のみならず教育的な役割を果たすものとして1990年代半ばから積極的に使用した名称でもある。Glasman D. (2001), *op.cit.*, p. 54-56.
- 24) 国民教育省ウェブサイトおよび教育専門家向けウェブサイト EduSCOL [2011年11月17日アクセス]。  
<http://www.education.gouv.fr/cid48651/les-dispositifs-d-accompagnement-des-ecoliers.html>  
<http://eduscol.education.fr/cid49814/aide-personnalisee-stages-remise-niveau.html>
- 25) 国民教育省ウェブページ [2011年8月10日アクセス]。  
<http://www.education.gouv.fr/cid5677/accompagnement-educatif.html>
- 26) 教育随伴支援の3分野の説明について、以下の資料を参照。Guide de l'accompagnement éducatif dans l'Académie de Paris, CRDP Académie de Paris, 2008; B.O. n°25 du 19 juin 2008 MENE0800453C 国民教育省ウェブサイト [2011年8月10日アクセス]。<http://www.education.gouv.fr/bo/2008/25/MENE0800453C.htm>
- 27) 大学区(académie)とは、フランスの国民教育行政の地方区分のことで、全国を30に分割している。地域圏という行政単位にほぼ一致する。
- 28) Guide de l'accompagnement éducatif dans l'Académie de Paris, *op.cit.*
- 29) Circulaire n°2007-011 du 9 janvier 2007, Circulaire n°2007-115 du 13 juillet 2007 (complément à la circulaire de préparation de la rentrée 2007: mise en place de l'accompagnement éducatif dans les établissements de l'éducation prioritaire), Circulaire n°2008-080

du 5 juin 2008 (Généralisation de l'accompagnement éducatif à compter de la rentrée 2008), Circulaire n°2008-081 du 5 juin 2008 (Mise en place de l'accompagnement éducatif à compter de la rentrée 2008 dans les écoles élémentaires de l'éducation prioritaire).

30) 大統領官邸ウェブページ [2011年8月20日アクセス]。

<http://www.elysee.fr/president/les-dossiers/education/fiches-techniques/l-accompagnement-educatif-apres-la-classe.6730.html>

31) Arrêté du 9 juin 2008 (JO du 17 juin 2008)、国民教育省ウェブサイト「2008年新学期からの小学校土曜午前の授業の廃止について」[2011年8月20日アクセス]。

<http://www.education.gouv.fr/cid5612/cole-suppression-des-cours-du-samedi-matin.html>

32) フランスの学校は9月に新しい年度が始まるため、2008-2009年のように示す。

33) 予算について 2011年3月7日フランス国民教育省学校教育局室長に対するインタビュー参照。

34) 導入の背景について 2011年3月7日フランス国民教育省学校教育局室長に対するインタビュー参照。

35) *Guide de l'accompagnement éducatif dans l'Académie de Paris, op.cit.*

36) フランスには保育学校 (école maternelle) と小学校 (école élémentaire) があり、両方をあわせて初等学校 (école primaire) と呼ぶ。同じ学校内に保育学校と小学校があることが多い。保育学校には一般に3歳から5歳児が、初等学校には一般に6歳から10歳児が就学している。

37) 2011年9月からRARはECLAIRとなった。優先教育ウェブページ [2011年8月25日アクセス]。

[http://www.educationprioritaire.education.fr/echanger/questions-reponses.html#irfaq\\_4\\_4e23e](http://www.educationprioritaire.education.fr/echanger/questions-reponses.html#irfaq_4_4e23e)

38) 教育専門家向けウェブサイト EduSCOL [2011年8月25日アクセス]。

<http://eduscol.education.fr/pid23274-cid48079/donnees-chiffrees.html#bilan2009>

39) 同上。

40) *Repère et références statistiques – édition 2010, p.63, p.65.*

41) R小学校校長インタビューより。

42) Pinçon M. Pinçon-Charlot M, *Sociologie de Paris, Repères La découverte, 2004, p. 55-98.*

43) アニマシオンとは、「非指示型教育 (pédagogie non directive, 「教え・教えられる」関係の拒否) や積極的教育 (pédagogie active、自発性重視)、理論と実践の相互作用の重視などの方法を基に、学校では満たし得ない社会文化活動やグループ活動、個々人の興味の表現 (芸術的、知的、社会的、教育的、実践的、身体的、精神的表現など) の自由で自主的な実践」。岩橋、前掲論文、69頁。

44) 上述の通り、学校という共通の場を使用しても、教育随伴支援は主に教員が、それ以外の活動は主に市と認定アソシエーションが担っている。

45) 国民教育省学校教育課「エクレール・プログラムの手引書」2011年5月、優先教育ウェブページ [2011年11月19日アクセス]。<http://www.educationprioritaire.education.fr/connaitre/orientations-actuelles.html>

46) 同上。

47) たとえば、対個人教育サービス提供企業のひとつである「アカドミア acadomia」は全国に代理店をおき、家庭教師の派遣や代理店での少人数グループ学習、模試を通じて、小学生から高校生への学習支援や、難関校とされる高等教育機関への入試対策、成人に対する音楽講座などを提供している。

(受理日：平成24年3月29日)